

奈良市遠隔手話サービス利用規約

奈良市遠隔手話サービス（以下、サービスとする）は、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用する者は、利用条件に同意したものとする。

1. 提供について

(1) 提供日及び提供時間

平日（土・日・祝祭日・年末年始を除く。）の午前9時から午後4時30分まで

(2) 手話通訳者

奈良市遠隔手話サービスは、障がい福祉課が直接実施するものとし、手話通訳は奈良市手話通訳者が対応する。

2. サービスの内容等

(1) 内容

個人の所有するスマートフォンやタブレット等を用いビデオ通話機能（zoom）を利用し、手話を使う聴覚障害者と奈良市役所障がい福祉課内の手話通訳者と繋ぎ、障がい福祉課が行っている業務や制度等についての問合せ等に手話で対応する。

(2) 条件

次に掲げる内容については対応できないものとする。

- ① 宗教・政治・商用もしくはそれに類する目的のもの
- ② 概ね15分を超えるものや多頻度の利用のもの
- ③ 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と障がい福祉課が判断したもの
- ④ 障がい福祉課が中継ぎとなるもの
- ⑤ 音声を主とする通話
- ⑥ その他、障がい福祉課が対応できないと判断したもの

これらの条件について違反が続く場合には、利用登録を取消す場合がある。

3. 利用対象者

サービスを利用できる者は、本市に居住し、聴覚障害があり手話による意思疎通を必要とする者

4. 利用登録

個人所有のスマートフォンやタブレットでのサービス利用にあたり、登録のため、障がい福祉課へ奈良市遠隔手話サービス登録申込書（別紙1）を提出すること。また、登録削除、メールアドレス等の変更についても、同様とする。

5. 利用ソフトウェア

サービスに利用するソフトウェアは zoom を利用登録するものとし、利用者は自身でアプリケーションの利用規約に同意したうえで、設定及び利用できる環境を整えること。

6. 利用料

サービスの利用料は無料とする。ただし、サービス利用に必要な通信機器（タブレットや

スマートフォン等)の通信料、アプリケーションのダウンロードや設定に伴う費用については利用者の負担とする。

7. その他

このサービスは、次の事情がある場合において、サービスが提供できない場合がある。

- ① 通信状況が悪い等の場合
- ② 手話通訳者が市役所来庁者等に対応している時
- ③ 手話通訳者が不在の場合
- ④ その他、自然災害等の何らかの事情が生じた場合
- ⑤ サービスを廃止する場合

附則

本規約は、令和4年9月13日より施行とする。